

任期付職員の募集について

令和8年4月1日
中小企業庁
訟務・債権管理室

中小企業庁の訟務・債権管理室では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の事業継続を支援するために中小企業庁が給付した、持続化給付金・家賃支援給付金・一時支援金・月次支援金・事業復活支援金（以下「給付金等」という。）を不正に受給した者からの債権回収等に取り組んでいます。

このため、債権回収等に関する企画立案や訴訟への対応と一緒に従事いただける方を募集しています。希望者は下記の要領で応募してください。

記

1. 応募資格

弁護士として法律実務の経験を有していること。

※以下のいずれかに該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

1名

3. 採用期間

令和8年8月から令和10年7月まで

※具体的な勤務開始日は応相談

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務

員として採用します。給与は、実績等を考慮の上決定します。課長補佐級又は係長級の担当官として勤務していただきます。なお、勤務地は経済産業省別館（千代田区霞が関）。通常の勤務時間は、9:30 から18:15 までです（週5日、土日祝日を除く）。

5. 業務内容

- (1) 不正受給認定者から効率的に債権回収を行うための企画立案・調整業務
- (2) 給付金が不支給となった者からの訴訟及び債権回収に必要な各種手続（訴訟を含む）への対応業務
- (3) その他関連業務 等

6. 応募方法

履歴書（写真貼付）及びA4用紙1～2枚程度に職務経歴及び応募理由をまとめたもの（様式自由）を、郵送又はメールにて提出して下さい。

※債権回収業務への従事経験があれば記載のこと。

7. 応募締切

令和8年4月22日（水）（郵送の場合は当日消印有効）

※但し、応募期間中に採用者が決まった場合には、その時点で応募を中止させていただきます。

8. 選考方法

書類選考を通過した方のみ当方からご連絡し、その後面接を実施し、採用者を決定いたします。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承下さい。

10. 提出先・問い合わせ先

中小企業庁 長官官房総務課 訟務・債権管理室

担当： 笛木、川越

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話： 03-3501-1768

Email： bz1-s-togoT@meti.go.jp